

改正後	改正前						
個④050-2 特定災害防止準備金の計算方法を変更する場合の承認申請の（承認、却下）通知書（様式中アンダーライン省略） 第 号 平成 年 月 日 殿 税務署長 印 特定災害防止準備金の計算方法を変更する場合の承認申請の 通知書 あなたが平成 年 月 日付でされた特定災害防止準備金の計算方法を変更する場合の承認申請については、次のとおり しましたので通知します。 <table><tr><td>変更前の計算方法</td><td>変更後の計算方法</td><td>承認、却下の区分</td></tr><tr><td>租税特別措置法施行令第12条第 項第 号に規定する計算方法</td><td>租税特別措置法施行令第12条第 項第 号に規定する計算方法</td><td></td></tr></table> (理由) () 枚のうち () 枚目	変更前の計算方法	変更後の計算方法	承認、却下の区分	租税特別措置法施行令第12条第 項第 号に規定する計算方法	租税特別措置法施行令第12条第 項第 号に規定する計算方法		(新設)
変更前の計算方法	変更後の計算方法	承認、却下の区分					
租税特別措置法施行令第12条第 項第 号に規定する計算方法	租税特別措置法施行令第12条第 項第 号に規定する計算方法						

改正後	改正前
不服申立て等について 氏 名 _____ 殿 【不服申立てについて】 ○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に _____ 税務署長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、 _____ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 【取消しの訴えについて】 ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 () 枚のうち () 枚目	(新設)

改 正 後	改 正 前
特定災害防止準備金の計算方法を変更する場合の承認申請の（承認、却下）通知書 1 作成目的 この決議書は、特定災害防止準備金の計算方法を変更する場合の承認申請の承認又は却下をする場合に作成する。 2 記載要領等 この通知書の各欄は、次により記載する。 (1) 「特定災害防止準備金の計算方法を変更する場合の承認申請の 通知書」欄の空欄には、決議の内容に応じて「承認」又は「却下」と記載する。 (3) 「承認、却下の区分」欄には、申請に係る特定災害防止準備金の計算方法に係る承認又は却下の別を記載する。 (4) 「理由」欄には、承認申請を承認又は却下することとなった理由を具体的に記載するほか、決議書に記載する文言と同一の文言を記載する。 3 教示文 却下又は申請と異なった内容の承認をする場合に、「不服申立てについて」の項について、「 税務署長」及び「 国税不服審判所首席国税審判官」の空欄には、この処分を行う税務署名及び国税不服審判所の支部名をそれぞれ記載する。 なお、申請どおりの承認をする場合には、教示文は送付しないことに留意する。	<u>(新設)</u>